

## 導入促進基本計画

## 1 先端設備等の導入の促進の目標

## (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

## ① 苫前町の人口構造及び産業構造

苫前町の人口は、昭和31年の11,737をピークに減少を続け、令和2年国勢調査における苫前町の人口は2,936人と、平成22年調査から329人(10.0%)の減となっている。

また、年齢階層別の内訳は、0～14歳が285人(9.7%)、15～64歳が1,463人(49.8%)、65歳以上が1,186人(40.4%)となっており、高齢化の傾向が顕著に現れている。

苫前町は、北海道留萌振興局管内のやや中央部に位置し、町の総面積は454.6k㎡、東は幌加内町、南は小平町、北は羽幌町に隣接し、西は日本海(海岸17.3km)に面している。

海岸地帯は平地で、東部奥地一帯は天塩山地連峰に含まれ、町の総面積の82%を占める豊かな森林地帯となっている。河川は天塩山系を水源とする古丹別川とその支流である三毛別川、チエボツナイ川が日本海にそそぎ、山裾から海岸にかけては広大な沃野が広がっている。

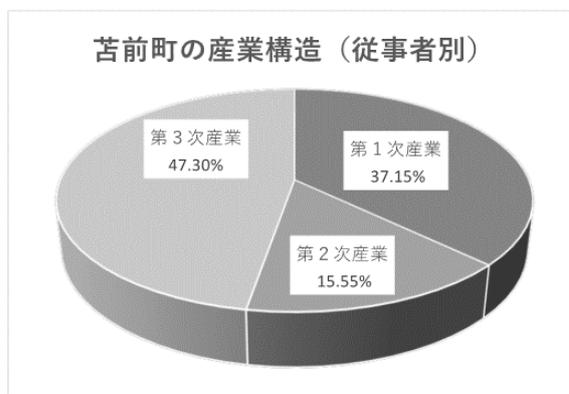
本町における産業は、海岸では漁業、内陸では農業が営まれ、一次産業が主体となっている。

産業構造の実態は、令和2年国勢調査での産業別就業者総数1,537人のうち、第1次産業571人(37.2%)、第2次産業239人(15.5%)、第3次産業727人(47.3%)となっており、平成27年調査からは、第1次産業が76人の減、第2次産業が6人の減、第3次産業が24人の減となり、産業別就業者総数では、106人の減となっている。

【表1】苫前町の産業構造

産業区分	従事者数	割合
第1次産業	571人	37.15%
第2次産業	239人	15.55%
第3次産業	727人	47.30%

※令和2年国勢調査数値



## ② 中小企業者の実態

中小企業者の実態は、令和元年工業統計による事業所数は5事業所(従業者

数67人)で製造品出荷額は110,684万円となっており、平成26年調査の6事業所(従業者数62人)、製造品出荷額86,620万円からは事業所数1(従業者数5名増)の減となっているが、製造品出荷額は24,064万円の増になっている。

また、平成26年商業統計では、事業所数32、従業者数111名となっており、平成16年調査から21事業所及び従業者数64名が減少している。

この要因は、本町の人口減少に伴う販売先人口の減少とともに、労働力の不足が大きな要因として見込まれ、小売業の年間販売額においても大きく減少している。

【表2】 苫前町の製造業事業者の状況

年度	事業所数	従事者数	製造品出荷額
平成26年	6箇所	62人	86,620万円
令和元年	5箇所	67人	110,684万円

※工業統計調査数値

【表3】 苫前町の商業事業者の状況

年度	事業所総数	卸売業事業所数	小売業事業所数
平成16年	53箇所	4箇所	49箇所
平成26年	32箇所	4箇所	28箇所
年度	従事者総数	卸売業従事者数	小売業従事者数
平成16年	175人	13人	162人
平成26年	111人	14人	97人
年度	年間商品 販売額総数	卸売業 年間販売額	小売業 年間販売額
平成16年	2,144万円	307万円	1,837万円
平成26年	3,217万円	2,186万円	1,031万円

※商業統計調査数値

### ③ 中小企業の課題

中小企業が所有する設備は老朽化が進んでおり、労働生産性の伸び悩みから設備投資の必要性はあるものの事業採算性に鑑みると、大きな投資へ踏み切れない状況にある。

このため、本町における中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画を策定し、対象となる事業者が実施する先端設備等導入計画による労働生産性の向上に向けた支援が強く求められている。

## (2) 目標

苫前町の中小企業においては、早急に設備の更新を進め、従事者の減少や高齢化に対応すべく、労働生産性を維持し、付加価値を高め、さらには次の世代の担い手を育て、新たな担い手に対する魅力ある業種へ発展を促していく必要がある。

このため、労働力生産性の向上を図るには、助成措置や税制の優遇措置により事業者の設備投資に対する意欲を喚起し、かつ、支援していく必要があり、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済のさらなる発展を目指すものとする。

なお、これを実現するため、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

苫前町における産業構造は、産業性が低いため、幅広い分野において生産性の向上を図ることが必要なことから、本計画において定める先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

苫前町の市街地構成は、海岸部に役場庁舎の所在地である苫前市街地と内陸部に苫前町商工会が所在する古丹別市街地を含む18の集落があるが、町内における多くの小売業やサービス業、飲食業、製造業は、苫前市街地と古丹別市街地に集約されているものの、海岸部には苫前漁港と力昼漁港、上平地区では町営牧場内に風力発電設備を有する民間業者2社が所在するほか、農業分野で6次産業化を可能とする農業生産法人10法人が農村地帯に点在していることから、対象地域は苫前町全域とする。

### (2) 対象業種・事業

苫前町の産業構造上、偏在性が低いため、対象業種は全業種とし、対象事業は労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月21日～令和7年7月20日までの2年間とする。

### (2) 先端設備等導入基本計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

### (1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象とせず、雇用

の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展に配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象とせず、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。

また、苫前町に事業所を有しない中小企業者が先端設備等を導入する場合、苫前町の経済の発展及び雇用の創出に資する計画のみを認定の対象とする。